

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	埋蔵文化財発掘調査事業	事業番号	A-4-1
交付団体		東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費		21,747（千円）	全体事業費		66,747（千円）

事業概要

復興まちづくり計画に基づく津波防災緑地整備事業に際し、近代土木遺産「野蒜運河」南岸の堤防における遺構の残存および運河形状等を明らかにするため、確認調査を実施する。

本事業は、第 1 回交付金事業申請部分以外に新たに東名運河堤防部分の復旧・復興実施前に埋蔵文化財調査を行うための事業分を追加するもの。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

＜平成 24 年度＞

東名運河堤防の確認調査

- ・被災箇所における遺構確認調査および 3D レーザースキャナによる測量解析調査

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では沿岸部の市街地や集落を断続的に襲った大規模な津波によって、多くの方が犠牲になり家屋等に壊滅的な被害がもたらされた。その一方で、樹林地がもつ地形高や樹木の津波減衰効果によって住宅被害の軽減がなされた箇所もあり、防災緑地の津波の減衰、漂流物等の補足等の機能の効果も確認されている。近代土木遺産である東名運河堤防および堤防上の松並木もまた津波の水量を分散させ、減衰させた。震災前の野蒜運河は日常的な排水施設としての機能が重要視されてきたが、野蒜地域の人々にとっては地域を特徴付ける重要な景観要素となっている。地域の復興に際しては、防災機能のみならず、地域の記憶を残す松並木等の景観の再生・保全も重要な視点である。遺構の残存状況および現況（運河形状）を明らかにし、都市公園整備計画に活かしていく必要がある。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

- ・都市公園事業（津波防災緑地基本設計事業）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	災害公営住宅整備事業（小野駅前土地区画整理地内）	事業番号	D-4-3
交付団体		東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費		514,912（千円）	全体事業費		514,912（千円）
事業概要					

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進するものです。

東松島市では、早急な住宅整備が必要なことから建設用地として土地区画整理地（造成済）を取得活用した民間による事業提案募集を行い、完成後に市が建物を買取りすることで早期に災害公営住宅の整備を行います。

なお、民間活力の導入による事業提案により、「東松島市復興まちづくり計画」の基本方針に基づいた提案や設計で、「住みやすさ」「環境」「高齢者」「生活の自立」などに対応した公営住宅整備を行うことにより、工期の短縮が期待されるほか、同地区を先導モデル地区（案）として被災者の早期な生活再建を支援する。

本事業では、災害公営住宅の早期整備を図るため、第1回交付金事業申請部分の戸建を2戸減らし、新たに集合12戸を追加するもの。

【整備の概要】

《第1回申請》戸数：13戸（戸建） 整備手法：直接建設

《今回の申請》戸数：23戸（戸建11戸、集合12戸） 整備手法：民間活用

① 募集する地域：小野地区（小野駅前北地区）

整備手法：民間による事業提案募集

先導モデル地区（案）

他の地区に先行して、多様なタイプの住宅を整備し、今後整備を進める災害公営住宅の“カタチ”を見てもらうための、地域産木材を使用するなどのモデル的に整備。

戸建タイプも整備することで、集団移転や個別移転により住宅を建設する際のモデルプランとしての役割も担う。

② 東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は計画P20~21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり

> ②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ・用地取得 0.38ha
- ・事業提案募集の実施
- ・基本協定の締結
- ・詳細設計の協議ほか
- ・工事着手

<平成 25 年度>

- ・建築物件の完成
- ・完成検査
- ・仮契約（買取譲渡契約）
- ・議会承認
- ・引き渡し（建物）
- ・買取費用の支払い
- ・入居開始（入居募集）

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯

数は約 3,100 世帯となっています。

平成 24 年 6 月現在、災害公営住宅 860 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談を実施し、再建意向の確認を行うことで建設計画戸数の把握を行っている。

津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部の地区に居住していた世帯で、現在、応急仮設住宅に入居している世帯を対象とした住宅を整備し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するものです。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	公立学校施設整備費国庫負担事業(矢本第二中学校屋内運動場建替)	事業番号	A-1-1
交付団体		東松島市	事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費		242,956(千円)	全体事業費	242,956(千円)	

事業概要

東日本大震災により、東松島市立矢本第二中学校屋内運動場が、天井梁のせん断ひび割れ破壊や基礎杭の沈下等の大きな被害を受け、日本建築学会学校建築委員会耐震性能小委員会が調査した結果、半壊に判定され使用不可能な状態になり、災害復旧事業による建て替え工事の実施と併せ、避難所としての安全確保を図るものである。

現在、矢本第二中学校の生徒は付近の小学校の屋内運動場や地区体育館を使用して、体育の授業や部活動、学校行事を行っているが、学校から体育館までの距離も遠いことから移動に不便をきたしている。そのようなことから、早急に矢本第二中学校屋内運動場の災害復旧及び増築工事を行い、生徒が安全で安心して学習できる学習環境を整えるものである。

事業実施学校名：東松島市立矢本第二中学校屋内運動場 A=1,510 m²(既存面積 A=909 m²)

東松島市復興まちづくり計画（記載箇所 P.24～P25）

第2章 分野別取組み

2 支えあって安心して暮らせるまちづくり

(2) 安心して心豊かに暮らせる生活環境の向上

②教育環境の充実と文化の継承

実施事業：学校関係施設災害復旧事業

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東松島市立矢本第二中屋内運動場の災害復旧及び増築工事を行い、早急に施設の機能回復を図り、生徒が安心して学習できる環境を整える。

事業実施学校名：東松島市立矢本第二中学校屋内運動場

事業概要：矢本第二中学校屋内運動場の建替工事(2ヶ年の継続工事)A=1,510 m²
(うち復興交付金対象面積 A=601 m²)

<平成 25 年度>

事業実施学校名：東松島市立矢本第二中学校屋内運動場

事業概要：矢本第二中学校屋内運動場の建替工事(2ヶ年の継続工事)A=1,510 m²
(うち復興交付金対象面積 A=601 m²)

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災では、震度 6 強の地震により、矢本第二中学校屋内運動場の天井梁にせん断ひび割れ破壊や基礎杭の沈下等の大きな被害を受け、使用不可能になった。さらに、津波によりアリーナ部分に汚泥や海水が流入し、内装や設備・什器に大きな被害を受けた。このため、使用不可能になった屋内運動場の建て替え工事を災害復旧事業の実施と併せ、避難所としての安全確保を図るものである。

本市では今回の大津波により市街地の約 65%が浸水し、千人を超える市民が犠牲となり、住宅の流失や全壊するなど甚大な被害を受けた。特に今回の津波により、市の指定避難所である野蒜小学校体育館に避難した人々が、体育館に流入した約 3m の津波により多くの人々が犠牲になった。

今回の津波で、2 階部分に多目的スペースがあった体育館等については、2 階部分に避難し無事で且つ安全に避難生活を送れた教訓を踏まえ、今後、市としては体育館等を建設する場合は、復興まちづくり計画の基本方針で示されている「防災・減災による災害に強いまちづくり」を実現するため、2 階部分に多目的スペースを設置し津波等の災害から避難者の安全を確保することを考えている。

特に、当該地区は地盤が低く、さらに今回の地震により地盤沈下も発生し、ほとんどの住宅が床上浸水の被害を受け、地域の指定避難場所である矢本第二中学校に避難したが、津波により外部で 1.6m、校舎も床上 1.2m 浸水し 1 階は使用不可能になり、校舎の 2 階・3 階が避難場所となった。しかし、今後予想される津波等による避難所として、校舎だけでは不足であり、屋内運動場も避難場所として使用し、アリーナ 2 階部分に多目的ホールを設置し屋内運動場としての機能のみならず、災害避難所としての機能強化を図るものである。

さらに、大津波により大きな被害を受けた地区の集団移転先地が矢本第二中学校の学区内であり、今後生徒数の増加も考えられるので、既存屋内運動場の面積分は災害復旧事業により工事を行い、既存面積より増える分については復興交付金により事業を行うものである。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

平成 23 年度発生公立学校施設災害復旧事業 矢本第二中学校災害復旧工事

東日本大震災により被災した校舎及び屋内運動場の災害復旧を進めており、校舎は災害復旧工事を実施中で、屋内運動場については実施設計作業中である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	38	事業名	埋蔵文化財収蔵施設整備事業	事業番号	◆A-4-1-1
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	57,738 (千円)		全体事業費	57,738 (千円)	
事業概要					
埋蔵文化財発掘調査事業で大量に出土する遺物の整理・収蔵を円滑、かつ効率的に進めるために、収蔵施設の整備を進めるものである。					
●埋蔵文化財収蔵施設の整備（縄文村歴史資料館収蔵庫の増築） 収蔵庫 A=149.80 m ² 、洗浄室 A=23.76 m ² 【計 173.56 m ² 】					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 実施設計(細部検討・図面作成・工事費の算定) A=173.56 m ²					
<平成 25 年度> 建築工事					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により野蒜地区にあった文化財収蔵施設が津波により被災し、使用することができなくなった。現在、縄文村歴史資料館の駐車場や僅かな空きスペースを利用して、回収した資料の洗浄、仕分け、修復・復元等の整理作業を行っているが、今後、高台移転や個人住宅建替え工事等の震災復興事業および復旧事業に伴う発掘調査により確実に出土する多量の遺物を搬入し、整理・収蔵することが困難な状況にある。復興まちづくり計画との係わりから、野蒜地区の従前地に施設を復旧することはできず、遺物の整理・収蔵を効率的に行うために既存の奥松島縄文村歴史資料館(埋蔵文化財センター)の収蔵庫の増築を行うものである。					
※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-4-1
事業名	埋蔵文化財発掘調査事業
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
埋蔵文化財発掘調査は、遺跡の発掘および記録保存に終わらず、出土遺物の整理、報告書作成、収蔵をもって完了する。現状のままでは事業そのものに支障をきたすこととなり、円滑に進めるためには収蔵施設の整備が急務である。	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	39	事業名	道路事業 東名・新東名線整備事業	事業番号	D-1-3
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	72,000(千円)		全体事業費	1,018,000(千円)	
事業概要					
避難道路整備 整備延長 L=1,600m 復興まちづくり計画の中では、防災・減災型都市構造の構築として、沿岸部から市街地相互の接続道路整備に位置付けている。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要 <平成 24 年度> 調査測量及び詳細設計 L=1,600m					
<平成 25 年度> 用地買収及び補償					
東日本大震災の被害との関係 東日本大震災では、大津波により本市の市街地の約 65%という広範囲な面積が浸水し、多くの命が犠牲となり、住宅が流失、全壊するなど壊滅的な被害をもたらした。 当地区のような沿岸部においては、今回の津波による人的な被害の大きな要因として、避難中の交通渋滞があり、十分な復員の確保、歩道整備はもちろんのこと、複数ルートによる、市街地相互の接続道路ネットワークの構築が不可欠である。 本東名地区も、今回の津波によりほとんどの住宅が流失し、139 名の住民が津波の犠牲になるなど壊滅的な被害を受けた。 しかし、当東名地区の南側には地域沿岸拠点漁港となっている東名漁港があり、本地区的特産品である牡蠣の水揚げの主要漁港で、地区漁民の熱意も強く災害復旧事業を行う計画である。 本計画路線は当該漁港から県道(主要地方道)奥松島松島公園線を経由し、新東名地区市街地に至る路線であり、東名漁港と県道を結ぶ区間を避難道路として整備するものである。 なお、本計画路線の一部区間については平成 20 度より社総交事業で用地の買収、橋脚の施行を行っていたが、橋脚については今回の震災により約 60 cm沈下するなどの被害を受けたため事業を中止した。 今回、復興交付金事業として、社総交事業で買収した用地の利用及び、施行を中止した橋脚の活用を考慮したルートを検討し、避難道路の整備を行うものである。 ※区域の被害状況も記載して下さい。					
関連する災害復旧事業の概要					
東名漁港災害復旧事業 当該漁港は本地区地域沿岸拠点漁港で、特産品である牡蠣の水揚げの主要漁港であることから、災害復旧を行う計画であるが、本路線については、当漁港と主要地方道(県道)奥松島					

松島公園線を結ぶ経路である。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	40	事業名	道路事業（野蒜北部丘陵地区）	事業番号	D-2-1
交付団体	東松島市		事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費	3,492,000（千円）		全体事業費	7,159,000 千円	
事業概要					
今次津波により被災した沿岸部の中でも特に被害が甚大であった「野蒜地区」の市街地及び集落の集団移転先の「野蒜北部丘陵地区」を被災市街地復興土地区画整理事業（約 91ha）等にて整備するにあたり、本事業で移転先の「野蒜北部丘陵地区」内の都市計画道路（延長 2,332m）を整備するもの。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度> 都市計画道路（築造） L=1,387m、道路用地整地一式					
<平成 25 年度> 都市計画道路（築造） L=945m、駅前広場（築造） A=4,000 m ²					
東日本大震災の被害との関係					
野蒜地区は本市沿岸部に位置し、従前市街地、区画整理で造成された新市街地と一部集落で構成されており、全壊 1,591 棟、大規模半壊 335 棟という甚大な被害を受けた。 今後の復興は、住民の安全・安心を守るためには背後高台丘陵地への集団移転が最善策である。被災した住宅はもちろんのこと小中学校や郵便局等の公共施設、JR 線も被災しており新市街地を形成するための背後高台への住宅地及び公共・公益施設等の施設基盤の早急な整備を図り、一日も早い被災した市民の生活再建を成し遂げるものである。 被災地区域面積 316.6ha → 移転先面積 約 91ha					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	41	事業名	道路事業（東矢本駅北地区）	事業番号	D-2-2
交付団体	東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）		
総交付対象事業費	264,000（千円）	全体事業費		529,000（千円）	

事業概要

今次津波により被災した沿岸部の中でも特に被害が甚大であった「大曲浜地区」の市街地及び集落の集団移転先である「東矢本駅北地区」を被災市街地復興土地区画整理事業（約 23ha）等にて整備するにあたり、本事業で東矢本駅北地区内の都市計画道路（延長 1,181m）を整備するもの。

当面の事業概要

＜平成 24 年度＞

都市計画道路（築造舗装） L=574m、道路用地整地 一式

＜平成 25 年度＞

都市計画道路（築造舗装） L=607m、駅前広場（築造舗装） A=2,000 m²

東日本大震災の被害との関係

「大曲浜地区」は本市沿岸部に位置し、航空自衛隊松島基地と石巻工業港に隣接する従前からの市街地であり、全壊 1,123 棟、大規模半壊 5 棟というほどとんど壊滅的な被害を受けた。今後の復興は、住民の安全・安心を守るために、平坦地という地域の特殊性に配慮し、今次津波で浸水しなかった背後の遠隔地への集団移転が最善策である。本地区では、被災当初より従前コミュニティの維持のため、集団移転に向けた任意協議組織を設立し、集団移転に向けた独自の取り組みを行っている。被災した地域住民の悲願である「地域ぐるみの集団移転」が実現できるよう移転先である「東矢本駅北地区」の早急な基盤整備を図り、一日も早い市民の生活再建を成し遂げるものである。

被災地区域面積 58.7ha → 移転先面積 約 23ha

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	42	事業名	災害公営住宅整備事業（東矢本駅北、矢本西、野蒜北部丘陵、宮戸地区）	事業番号	D-4-4
交付団体		東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費		3,937,745（千円）	全体事業費	3,937,745（千円）	
事業概要					

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。

東松島市では、防災集団移転促進事業等と連携して、市内の 4 地区に集団移転先用地を取得し災害公営住宅を整備するもの。

【整備の概要】

① 集団移転先用地取得計画

	東矢本駅北地区	矢本西地区	野蒜北部丘陵地区	宮戸地区
計画用地面積	58,000 m ²	1,350 m ²	67,150 m ²	6,407 m ²
移転想定被災地区	大曲浜・浜須賀地区	立沼地区	野蒜地区	宮戸地区
被災世帯数	673	93	1,178	154

※移転想定被災地区については、想定される主な地区名であり、個々の移転先地と異なる場合がある。

②『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は計画 P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり
→ ②恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。

（集団移転事業は、計画 P12～13 で位置づけ。）

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ・用地取得交渉
- ・意向確認
- ・基本方針及び建設設計画
- ・調査、基本設計
- ・用地造成工事

<平成 25 年度>

- ・実施設計（詳細）
- ・建設工事着手

※地区ごとで事業スケジュールが異なる。

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。

平成 24 年 6 月現在、災害公営住宅 860 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談を実施し、再建意向の確認を行うことで集団移転先への災害公営住宅の建設設計画戸数の把握を行っている。

集団移転先に整備する公営住宅においては、多様な世帯構成や生活のニーズに対応が必要であり震災前の地域コミュニティや高齢者等へ配慮したまちづくり（住まいづくり）を推進し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するもの。

※区域の被害状況も記載して下さい。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	43	事業名	災害公営住宅整備事業（赤井地区）	事業番号	D-4-5
交付団体	東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）		
総交付対象事業費	1,787,514 (千円)	全体事業費		1,787,514 (千円)	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。

東松島市では、早急な住宅整備が必要なことから建設用地として個人所有の土地を活用した民間による事業提案募集を行い完成後に市が土地と建物を買取りすることにより、早期に災害公営住宅の整備・供給するもの。

なお、民間活力の導入による事業提案により、「東松島市復興まちづくり計画」の基本方針に基づいた提案や設計で、「住みやすさ」「環境」「高齢者」「生活の自立」などに対応した整備と、行政の抱えている用地確保の課題解決と工期を短縮した整備・供給が期待され、併せて被災者の生活環境の向上を図り早期の生活再建を支援する。

【整備の概要】

① 募集する地域：赤井地区

建物：戸建又は集合 整備戸数：70 戸

整備手法：民間による事業提案募集

※地域により複数回の実施や特定課題による募集を行う。

②『東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ

災害公営住宅の整備は計画 P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり
> ②恒久住宅の整備 >【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください
当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ・事業詳細の調整
- ・事業提案募集の実施
- ・基本協定の締結
- ・詳細設計の協議ほか
- ・工事着手

<平成 25 年度>

- ・建築物件の完成
- ・完成検査
- ・不動産鑑定（土地）
- ・仮契約（買取譲渡契約）
- ・議会承認
- ・引き渡し（土地、建物）
- ・買取費用の支払い
- ・入居開始（入居募集）

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。

平成 24 年 6 月現在、災害公営住宅 860 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談を実施し、再建意向の確認を行うことで建設計画戸数の把握を行っている。

津波浸水により壊滅的な被害を受けた沿岸部の地区に居住していた世帯で、現在、応急仮設住宅に入居している世帯を対象とした災害公営住宅を整備し、応急仮設住宅からの安定した生活への移行を支援するもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	44	事業名	災害公営住宅整備事業（小松谷地地区）	事業番号	D-4-6
交付団体	東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）		
総交付対象事業費	3,524,649（千円）	全体事業費		3,524,649（千円）	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な者（世帯）等に対し、災害公営住宅を早期に整備する必要があるため、石巻拠点計画の一部を変更して災害公営住宅の建設を促進する。

東松島市では、震災復興住宅（災害公営住宅）整備計画に基づき、小松谷地地区に 156 戸の災害公営住宅を整備するもの。

当該地区は、商業施設への利便性が高く、更には三陸自動車道矢本 IC へのアクセスが容易である等、住環境が良好であることから、特性として市内全域の被災者を対象とした入居の形態をとることにより、新しいコミュニティの醸成を図りながら、震災復興を進めることとして計画している。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

- ・事業詳細の調整
- ・事業提案内容の精査
- ・基本協定の締結
- ・詳細設計の協議ほか
- ・工事着手

<平成 25 年度>

- ・建築物件の完成
- ・完成検査
- ・不動産鑑定（土地）
- ・仮契約（買取譲渡契約）
- ・議会承認
- ・引き渡し（土地、建物）
- ・買取費用の支払い
- ・入居開始（入居募集）

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。

平成 24 年 6 月現在、災害公営住宅 860 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談を実施し、再建意向の確認を行うことで建設計画戸数の把握を行っている。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	災害公営住宅駐車場整備事業（鳴瀬給食センター跡地）	事業番号	◆D-4-2-1
交付団体	東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）		
総交付対象事業費	2,700（千円）	全体事業費		2,700（千円）	

事業概要

震災により、住宅の自力再建が困難な世帯等に対し、安定した生活と住宅を確保するため、災害公営住宅の整備・供給を促進する。

整備に関連して入居者が利用する駐車場を整備するもの。

【整備の概要】

- ① 地区名：小野地区（鳴瀬給食センター跡地） 全体敷地面積：2,321 m²
駐車場：整備台数 22 台 整備面積：750 m²
- ② 東松島市復興まちづくり計画』における位置づけ
災害公営住宅の整備は計画 P20～21 基本方針>2. 支え合って安心して暮らせるまちづくり
> ②恒久住宅の整備 > 【主な実施事業】で位置づけしている。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 23 年度> ※H23 は基幹事業分のみ

- ・事業実施内容の調整
- ・宮城県へ設計業務の委託（協定）
- ・設計業務の発注（県）
- ・基本設計の調整

<平成 24 年度> ※建築工事に併せて施工する。

- ・基本設計、実施設計の調整
- ・既存施設の解体工事
- ・地質調査の発注（県）
- ・宮城県へ建築工事の委託（協定）
- ・建築工事の発注（県）
- ・建築物件の完成
- ・完成検査
- ・議会承認
- ・引き渡し（建物）
- ・委託費用の支払い
- ・入居開始（入居募集）

東日本大震災の被害との関係

東松島市で全壊（流出）した住家は約 5,451 棟あり、応急仮設住宅等に入居している世帯数は約 3,100 世帯である。

平成 24 年 6 月現在、災害公営住宅 860 戸の建設を計画しており、平成 24 年 2 月からは市沿岸部の津波防災区域に居住していた世帯の個別面談を実施し、再建意向の確認を行うことで建設計画戸数の把握を行っている。

市内に整備する公営住宅への入居者は、就労や商業などにおいて生活圏域が広域であり、現在の応急仮設住宅等での生活上で自家用車の利用が必要不可欠な状況も踏まえて、住宅の整備（基幹事業）に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図るもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-4-2
事業名	災害公営住宅整備事業（鳴瀬給食センター跡地）
交付団体	東松島市
基幹事業との関連性	
被災者の多くは、就労や商業での生活圏域が広域であり、現在の仮設住宅での生活上においても自家用車の利用が必要不可欠な状況である。住宅の整備に併せ駐車場の整備を行い、生活環境の向上を図り被災者の早期な生活再建を支援する。	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	被災市街地復興地区画整理事業(野蒜北部丘陵地区)	事業番号	D-17-3
交付団体		東松島市	事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費		8,058,000(千円)	全体事業費		17,068,000(千円)

事業概要

本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱として、集団移転事業を掲げている。今次津波により被災した沿岸部の中でも特に被害が甚大であった「野蒜地区」の市街地及び集落の集団移転先を土地区画整理事業及び被災市街地復興地区画整理事業(約 91ha)にて一体的に整備し、将来にわたって安全に住むことのできる住環境整備を図る。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

区画道路(築造) L=9,390m、公園緑地(築造) A=25,183m²、宅地整備一式、電線共同溝一式

<平成 25 年度>

区画道路(築造) L=1,713m、特殊道路(築造) L=268m、公園緑地(築造) A=51,669m²

電線共同溝(築造) 一式

東日本大震災の被害との関係

野蒜地区は本市沿岸部に位置し、従前市街地、区画整理で造成された新市街地と一部集落で構成されており、全壊 1,591 棟、大規模半壊 335 棟という甚大な被害を受けた。今後の復興は、住民の安全・安心を守るために背後高台丘陵地への集団移転が最善策である。被災した住宅はもちろんのこと小中学校や郵便局等の公共施設、JR 線も被災しており新市街地を形成するための背後高台への住宅地及び公共・公益施設等の施設基盤の早急な整備を図り、一日も早い被災した市民の生活再建を成し遂げるものである。

被災地区域面積 316.6ha → 移転先面積 約 91ha

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	被災市街地復興地区画整理事業（東矢本駅北地区）	事業番号	D-17-4
交付団体		東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市（直接）	
総交付対象事業費		1,681,000（千円）	全体事業費		2,272,000（千円）

事業概要

本市の復興まちづくり計画の目標である「防災・減災によるまちづくり」の柱として、集団移転事業を掲げている。今次津波により被災した沿岸部の中でも特に被害が甚大であった「大曲浜地区」の市街地及び集落の集団移転先である「東矢本地区」を土地区画整理事業及び被災市街地復興地区画整理事業（約 23ha）にて一体的に整備し、将来にわたって安全住むことのできる住環境整備を図る。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

区画道路（築造舗装）L=4,466m、公園緑地（築造）A=5,233m² 水路（築造）一式、宅地整備 一式
電線共同溝（築造）一式

<平成 25 年度>

区画道路（築造舗装）L=1,004m、特殊道路（築造舗装）L=353m、公園緑地（築造）A=1,667m²
電線共同溝（築造）一式

東日本大震災の被害との関係

「大曲浜地区」は本市沿岸部に位置し、航空自衛隊松島基地と石巻工業港に隣接する従前からの市街地であり、全壊 1,123 棟、大規模半壊 5 棟というほどとんど壊滅的な被害を受けた。今後の復興は、住民の安全・安心を守るためにには、平坦地という地域の特殊性に配慮し、今次津波で浸水しなかった背後の遠隔地への集団移転が最善策である。本地区では、被災当初より従前コミュニティの維持のため、集団移転に向けた任意協議組織を設立し、集団移転に向けた独自の取り組みを行っている。被災した地域住民の悲願である「地域ぐるみの集団移転」が実現できるよう移転先である「東矢本地区」の早急な基盤整備を図り、一日も早い市民の生活再建を成し遂げるものである。

被災地区域面積 58.7ha → 移転先面積 約 23ha

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	48	事業名	都市防災推進事業（復興まちづくり土地利用計画策定支援）	事業番号	D-20-3
交付団体		東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市(直接)	
総交付対象事業費		196,000 (千円)	全体事業費		196,000 (千円)

事業概要

災害に強いまちへの再生や地域活力の早期復興のために、津波防災区域（災害危険区域）及び防災集団移転促進事業の移転跡地の土地利用計画を策定し、被災地区の公共施設や防災まちづくり拠点等の位置づけの基礎資料を作成し、住民のコンセンサスを得ながら復興まちづくり計画の推進を目指す。

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

当面の事業概要

<平成 24 年度>

被災地区的調査・分析を行い、土地利用の基本構想や基本計画を策定し、道路等の公共施設や防災まちづくり拠点等の位置づけの基礎資料を作成する。

東日本大震災の被害との関係

東松島市では、これまで宮城県沖運動型地震を想定し、避難所や避難場所を指定し、それに基づいた避難路を計画していた。

東日本大震災では、地域防災計画で想定していた津波浸水区域を遥かに超える津波が襲来し、15,000 人以上の市民が指定避難所のほか、指定避難所以外の公共施設や民間施設を使用せざるを得ない状況であった。

また、避難時において、交通渋滞等により、避難行動に支障を來すケースもあった。

これらの状況を検証することはもとより、被災地区的大幅に変更せざる得ない土地利用（構想）計画を当事業により定め、それに基づいた新たな避難場所の指定、及び避難路確保を行う。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	49	事業名	下水道事業（雨水）	事業番号	D-21-4
交付団体		東松島市	事業実施主体（直接/間接）	東松島市(直接)	
総交付対象事業費		227,000 (千円)	全体事業費	7,784,000 (千円)	

事業概要

復興まちづくり計画の集団移転事業として、東矢本駅北地区及び野蒜北部丘陵地区の復興土地区画整理事業が行われることから、依存の集落を含む区域を下水事業による雨水排水を一体的に整備し、将来にわたり浸水被害のない安全な市街地整備を図る。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

調査・測量・設計

<平成 25 年度>

排水機場及び排水路工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、東松島市全域が平均 50 センチの地盤沈下を起こしている状況であります。

東矢本駅北土地区画整理事業地区は、渋抜排水区の流末に位置しており、既存市街地を含めた雨水排水は二級河川定川へ排水しております。排水は農業用排水樋管により管理されており自然排水である事から、地盤沈下により集団移転地を含め浸水被害の恐れがあります。

そこで、復興区画整理事業と並行して排水対策を行うため新排水機場等を建設し、安全安心な復興市街地整備を行うもの。

野蒜排水区は、野蒜北部丘陵土地区画整理事業地区及び既存市街地の雨水排水を処理する計画であります。従来の排水は、東名運河へ排除しておりましたが、地盤沈下より従来からの自然排水やポンプによる排水は困難な状況であります。さらに、野蒜北部丘陵地区の着工により、新市街地の雨水処理が急務であり、新排水機場及び幹線排水路の整備により外洋へ排水することで浸水被害を防止するもの。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

東松島市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 24 年 8 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	50	事業名	下水道事業(汚水)	事業番号	D-21-5
交付団体	東松島市		事業実施主体(直接/間接)	東松島市(直接)	
総交付対象事業費	37,000(千円)		全体事業費	37,000(千円)	
事業概要					
<p>災害公営住宅小松谷地地区 156 戸が、整備されることから開発工事に合わせて下水道管渠の整備を行い、住宅完成に合わせ供用開始を行うもの。</p> <p>本地区は、流域関連公共下水道計画区域であることから、汚水の受け入れが可能であり、整備促進を図る。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度> ※開発工事に併せて施工する。</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道管渠工事・工事監理委託業務					
東日本大震災の被害との関係					
<p>災害公営住宅は早期に整備する必要がある事から、担当課と民間企業とが協議調整を重ねた結果、民間企業との協定締結が 7 月下旬に締結できる予定となり、10 月に工事着手の計画となりました。</p> <p>第 3 回復興交付金事業で災害公営住宅整備事業により申請を行うことから、下水道整備も合わせて申請し、開発工事と一体的な整備を行う計画であります。</p> <p>このことから、効率的に整備でき供用開始が住宅完成時に遅延しない。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	